

議第33号 呉市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島県が、呉市の区域において土地改良事業を施行するに当たり、呉市が土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」といいます。）に基づく特別徴収金を徴収することができるよう所要の規定の整備をするものです。

2 改正の経緯及び内容

(1) 都道府県土地改良事業に係る分担金の徴収について

法の規定により、都道府県が行う土地改良事業の施行に係る地域をその区域とする市町村は、当該事業に係る分担金の徴収について条例で定めることにより当該区域内の土地の所有者等から分担金を徴収することができることとされており、呉市においては、呉市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成18年呉市条例第28号。以下「分担金条例」といいます。）を定め、広島県が行う土地改良事業（以下「県営事業」といいます。）に係る分担金を徴収しています。

(2) 機構関連事業に係る特別徴収金の徴収について

広島県は、令和4年度から、土地改良事業の一つである農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」といいます。）を呉市の区域で施行することを予定しています。

機構関連事業は、法の規定により、分担金を徴収しない事業とされており、また、事業施行地域内の土地の所有者等が、当該土地を当該事業の計画で定める用途以外に供した場合等には、市町村は、条例で定めるところにより当該土地の所有者等から特別徴収金を徴収することができることとされています。

(3) 改正の内容

分担金条例は、県営事業に係る分担金の徴収に関する規定のみを定めていることから、機構関連事業に係る特別徴収金を徴収することができるよう規定の整備をするとともに、題名を改正します。

3 施行期日

公布の日

【用語説明】

機構関連事業 （農地中間管理機構 関連農地整備事業）	農地中間管理機構が借り入れている農地について、都道府県が実施主体となって、農業者から費用の負担を求めずに農地の区画整理等の基盤整備を行うことにより、同機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化させる事業です。
----------------------------------	--

	<p>事業対象農地の全てに農地中間管理権が設定されていることが必要とされているほか、国の示す、受益面積，設定期間，担い手への集団化，収益性向上に係る要件を満たすことが事業の採択の要件とされています。</p> <p>なお，事業費については，国，都道府県，市町村がそれぞれ負担することになります。</p>
農地中間管理機構	<p>農地中間管理事業の運営が公正に行われると認められること等の基準に適合すると認められる一般社団法人又は一般財団法人で，各都道府県につき一の法人に限り，知事が指定することができます。</p> <p>広島県では，一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が広島県知事から指定を受け，農地中間管理事業を実施しています。</p>
農地中間管理権	<p>農地を担い手に貸し付けることを目的として，農地中間管理機構が取得する権利（賃借権，使用貸借による権利など）をいいます。</p>